

横浜市立磯子小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

◆いじめの定義◆

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

◆いじめを防止等にむけての基本理念◆

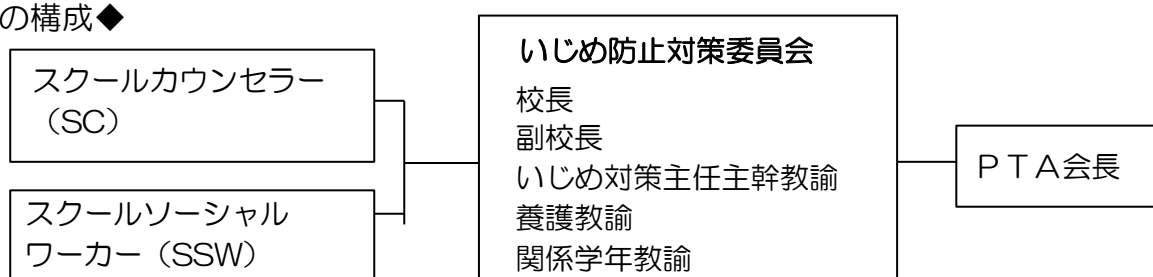
子どもは、人と人とのかかわりの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指してのびのび生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り定める。

- いじめは、どの集団にも、どの子にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権損害事案である。
- いじめを防止するには、特定の子どもや特定の人だけの問題とせず、学校全体で真剣に取り組む。
- 子どもの健全育成を図り、いじめのない子供社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域と相互に協力し活動する。
- 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く存在であり、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2 組織の設置及び組織的な取組

◆組織の構成◆



※必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

◆組織の役割◆

- 校長直属の組織に属し、いじめ対策主任を児童支援専任とする。
- 毎月1回いじめ防止対策委員会を開催する。児童がいじめを受けていると思われる時は、迅速かつ適切に対処するために、直ちにいじめ対策委員会を開催する。
- いじめに関する情報の収集や対応に関して、組織的に対応方針を決定し、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- 重大事態が起こった場合、中核となって調査を行う。
- いじめ防止に向けた年間計画の作成やPDCAサイクルでの検証を行う。

◆年間計画◆

月	取 組 内 容	取 組 内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・年間計画と重点指導内容等との確認・引継ぎ ・学校のやくそく、磯子スタンダードの確認 ・クラスの仲間づくり（横浜プログラム） 	いじめ防止対策委員会 懇談会（基本方針説明） 地域訪問 教育相談
5	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に関わるアンケート ・えがおかがやき運動会 	YPアセスメント 学校説明会（基本方針説明）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし活動（縦割り）開始 ・なかよし会議・給食・なわとび大会（なかよし活動） ・第一回いじめアンケート ・ケータイ・スマホ安全教室 	児童理解職員研修
7	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜子ども会議（ブロック） 	個人面談 学校づくり懇話会 いじめに関する職員研修
8・9	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜子ども会議（区） 	休み明け児童面談
10	<ul style="list-style-type: none"> ・上郷宿泊体験学習 ・日光宿泊体験学習 ・愛川宿泊体験学習 ・なかよし会議・給食（なかよし活動） 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に関わるアンケート ・なかよし全校遠足（なかよし活動） 	YPアセスメント
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ解決一斉キャンペーン ・第二回いじめアンケート ・人権週間の取組（代表委員会） 	個人面談
1	<ul style="list-style-type: none"> ・学校のやくそく、磯子スタンダードのふり返し 	休み明け児童面談
2	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしありがとう会議・なわとび大会（なかよし活動） ・小中高校生サミット ・幼稚園、保育園との連携 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・6年生ありがとう集会・給食（なかよし活動） ・中学校との連携 ・年間のふり返し、次年度への引継ぎ 	学校づくり懇話会

- 「命の教育」は学年ごとに適切な時期に実施する。
- 毎月の職員会議で情報交換をし、実態の共通理解をはかる。
- ネットパトロールは適宜実施する。
- 毎月、いじめ防止対策委員会を実施し、実態の共通理解をはかる。

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

◆いじめの未然防止への取組◆

いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。（第十五条）

- 日頃より児童との関わりを密にし、情報収集を徹底する。
- いじめ問題に関わる道徳授業の実施を教育課程に位置付ける。
- 遠足、宿泊行事、なかよし活動等の体験活動を通して仲間を大切にすることを培う。
- 学年担任として、学年の枠を越え全児童とかわることを意識して、子どもとの信頼関係を築く。

◆いじめの早期発見◆

- いじめを早期発見するため、定期的な調査その他の必要な措置をとる。(第十六条1)
- 定期的なアンケート調査の実施(前後期)
- いじめ解決一斉キャンペーンの実施(12月)
- 教育相談の実施(4月)
- 職員会議で情報を共有する。(毎月)
- いじめの相談窓口を明確にし、児童に周知する。(4月)

◆いじめに対する措置◆

いじめについて通報を受け、いじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、組織的に対応するとともに、その結果を教育委員会に報告する。(第二十三条2)

いじめを受けた児童、保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導、保護者に対する助言を継続的に行う。(第二十三条3)

また、必要が認められるときは、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるように、いじめを行った児童を教室以外の場所において学習を行わせるなど必要な措置をする。(第二十三条4)

いじめを行った児童の保護者、いじめを受けた児童の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめ事案に係る情報を共有する。(第二十三条5)

- いじめ事案が発生した場合、校長に直ちに報告するとともに組織的に対応する。
- 学校は保護者間での争いが起きることがないように、常に中立的立場を崩さず、必要に応じて弁護士等への助言を求める。

犯罪行為として取り扱われるべきであるものと認められるときには、所轄警察署と連携する。(第二十三条6)

- 被害児童、保護者の意向を踏まえ所轄警察署と情報連携を児童支援専任が対応する。
- 状況に応じて相互連携制度より連絡票をもとに加害児童保護者の協力のもと加害児童への説諭を依頼する。

校長及び教員はいじめを行っている場合であって、教育上必要があると認めるときは学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えるものとする。また、市教育委員会と連携のもと、学校教育法第二十六条より出席停止等の措置をとるものとする。(第二十五条)

◆いじめの解消◆

- いじめの解消に向けて、組織的に見守り支援・指導を続ける。

【いじめの解消の要件】次の2つの要件が満たされたときにいじめの解消とする。

- ・いじめ行為がすくなくとも3か月止んでいること
- ・いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

◆教職員の研修◆

- いじめの防止等のための対策のための研修を計画的に行う。(第十八条)
 - ・いじめに関する職員研修の実施(7月)
 - ・児童理解研修の実施(6月、11月)

◆学校運営協議会等の活用◆

- 学校づくり懇話会でいじめ防止について話題にし、地域での児童の様子を把握したり本基本方針を見直したりする。

4 重大事態への対処

◆重大事態の定義◆

いじめ防止対策推進法第28条第1項

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）

○学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

◆重大事態の調査◆

いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは速やかに教育委員会に報告し、組織を設け事実関係を明確にするための調査を行う。（第二十八条）

◆児童生徒・保護者への報告◆

重大事態の発生により調査を行った場合、いじめを受けた児童等及びその保護者に適切に事実関係等の必要な情報を提供する。（第二十八条2）

5 その他

いじめに対する組織体制や対応について、毎年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組の見直しを行う。

必要があると認められる際には、磯子小学校いじめ防止基本方針を改定し、改めて公表する。

平成28年3月31日改訂

平成30年2月28日改訂

令和3年3月31日改訂